

新バスシステム事業の段階的整備に関する覚書

新潟市(以下「甲」という。)と新潟交通株式会社(以下「乙」という。)は、都心軸における BRT 導入とともに、全市的なバス路線の見直しを図り、持続可能なものとするために実施する、新バスシステム事業(以下「本事業」という。)の段階的な整備を協働で行うことに関し、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

(目的)

第 1 条 本覚書は本事業の段階的实施に伴う施設整備等について、円滑に進めるために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 本覚書において用いる用語の定義は別紙 1 に定めるところによる。

(有効期間)

第 3 条 本覚書の有効期間は、締結日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

2 本覚書の有効期間の最終年度において、運行事業者の実績等に関する評価結果を踏まえ、特に問題がない場合は、次期覚書の締結について、甲及び乙で協議を行う。

(詳細事項)

第 4 条 本覚書は第 1 条に基づき本事業の段階的实施に伴う施設整備等に係る事項を規定するものである。本覚書第 5 条から第 9 条の規定は、甲乙の役割分担及び費用負担の基本方針を示したものであり、詳細の運用は別紙 2 に定める「段階的整備に関する役割分担一覧表」に基づき運用するものとする。

(BRT 車両)

第 5 条 第 1 期 BRT に必要な連節バスの追加導入を行うにあたっては、その時期や台数等について乙に確認のうえ甲が決定し、その費用を負担する。

(走行空間)

第 6 条 甲は専用走行路の設置について、乙と協力して関係機関と協議を行い、実現に向け努めるものとする。

(BRT 駅)

第 7 条 専用走行路を設ける場合における BRT 駅の位置については、甲乙が協力して関係機関と協議を行い、甲乙で決定する。

(交通結節点)

第 8 条 青山交通結節点の本格整備にあたっては、利用実態や周辺の土地利用状況等を踏まえながら、その位置や機能などについて甲乙協議を行い、その用地の確保及び整備費については甲が負担する。

2 第 1 期 BRT 以外において本事業にゾーンバスシステムを導入するにあたり必要な交通結節点については、原則甲が整備、運営及び維持管理する。甲が実施するにあたっては地域公共交通検討会議の意見を踏まえるものとする。

(情報案内システム)

第 9 条 情報案内システムの全市的な展開、及びそれに係るシステムの機能強化については、甲乙協力して取り組むものとし、その方策及び費用負担は甲乙協議により決定する。

(その他)

第 10 条 本覚書の内容について、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

本覚書を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 26 年 9 月 3 日

甲：

新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1
新潟市
新潟市長 篠田 昭

乙：

新潟市中央区万代 1 丁目 6 番地 1
新潟交通株式会社
代表取締役社長 佐藤 丈二

【別紙 1】新バスシステム事業に関する覚書の用語定義

- (1) BRT 車両: 第 1 期 BRT に使用する以下のバス車両をいう。
 - ア 連節バス: 通常のバス約 2 台分の輸送力があり、車長約 18m、車幅約 2.5m の前車室と後車室が繋がった 2 連節のバスをいう。
 - イ 一般バス: 新潟交通株式会社が路線バスで使用している、車長約 12m、車幅約 2.5m のバリアフリー対応のバスをいう。
- (2) BRT 駅: 第 1 期 BRT のうち交通結節点を除く BRT 車両が停車する駅(バス停)のことをいう。
- (3) 車両基地: BRT 車両の整備、点検等を行う施設をいう。
- (4) 情報案内システム: 車載モニターや運行情報案内表示機、及び総合情報案内板等の新たに調達する機器を活用し、新バスシステム事業の運行に関する情報を提供するためのシステムをいう。
- (5) 総合情報案内板: 交通結節点に設置する、路線バスや鉄道等の時刻表、行き先での乗り換え情報を表示する機器をいう。
- (6) トータルデザイン: BRT が市民等に分かりやすく、利用しやすいものとするために展開させる、統一感のあるデザインのことをいう。
- (7) 直通便: 郊外から交通結節点で乗り換えることなく、新潟駅や古町など、まちなかまで運行されるダイヤをいう。
- (8) 車載器: バスロケーションシステム、ドライブレコーダー等のことをいう。
- (9) 車載モニター: 主に乗り継ぎ情報や乗車運賃等を車内で表示する機器をいう。
- (10) 運行情報案内表示機: BRT 駅や交通結節点に設け、車両の位置情報などを表示する機器をいう。
- (11) (仮称) 運営協議会: (仮称) 新バスシステム評価委員会からの意見等を踏まえ、新バスシステムの改善等の検討を行うために設置する、甲と乙からなる機関をいう。
- (12) (仮称) 新バスシステム評価委員会: 新バスシステム事業の達成に向け、甲が設置する第三者委員会をいう。

(13) 年間走行キロ:乙が自主運行する路線の内、回送やアクセス線を除いた生活路線の年間実車走行キロ数をいう。

(14) アクセス線:乙が自主運行する路線の内、下記路線をいう。

- 1.佐渡汽船線(駅・県庁)
- 2.観光循環線
- 3.空港リムジン線
- 4.免許センター線

【別紙2】段階的整備に関する役割分担一覧表

●主体
○副主体

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考		
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙	
1	段階的整備	BRT車両	連節バス	車両追加の決定		●	●					
2				導入区間の決定		●	●					
3				追加車両調達		●						
4				その他		●	●				整備等に関する細目協定を準用	
5		BRT駅	乗降施設		設置場所の決定		●	●				
6					上屋新設・改良		●					
7					その他		●					整備等に関する細目協定を準用
8			情報案内		運行情報案内表示器設置		●					
9					その他		●	●			整備等に関する細目協定を準用	
10			交通結節点	青山本整備		用地および機能の決定		●	●			
11						用地の確保		●				
12						整備		●				
13		その他					●	●				整備等に関する細目協定を準用
14		追加交通結節点の整備			用地および機能の決定		●	●				
15					用地の確保		●					
16					整備		●					
17			その他		●	●				整備等に関する細目協定を準用		
18		走行空間	道路整備		交差点・単路・駅部・その他		●					
19					専用走行路整備		整備区間の決定		●	●		
20			整備				●					
21			その他		●					整備等に関する細目協定を準用		
22		情報案内システム	全市的な展開		BRT以外のバス路線への展開		●	●			方策及び費用負担は甲乙協議	
23			システムの機能強化				●	●			方策及び費用負担は甲乙協議	

【別紙2】段階的整備に関する役割分担一覧表

●主体
○副主体

番号	分類					役割分担		費用負担(記入のないものは役割分担と同じ)		備考		
	通番	大項目	中項目	小項目	細項目1	細項目2	甲	乙	甲		乙	
1	段階的整備	BRT車両	連節バス	車両追加の決定		●	●					
2				導入区間の決定		●	●					
3				追加車両調達		●						
4				その他		●	●				整備等に関する細目協定を準用	
5		BRT駅	乗降施設		設置場所の決定		●	●				
6					上屋新設・改良		●					
7					その他		●					整備等に関する細目協定を準用
8			情報案内		運行情報案内表示器設置		●					
9					その他		●	●			整備等に関する細目協定を準用	
10			交通結節点	青山本整備		用地および機能の決定		●	●			
11						用地の確保		●				
12						整備		●				
13		その他					●	●				整備等に関する細目協定を準用
14		追加交通結節点の整備			用地および機能の決定		●	●				
15					用地の確保		●					
16					整備		●					
17			その他		●	●				整備等に関する細目協定を準用		
18		走行空間	道路整備		交差点・単路・駅部・その他		●					
19					専用走行路整備		整備区間の決定		●	●		
20			整備				●					
21			その他		●					整備等に関する細目協定を準用		
22		情報案内システム	全市的な展開		BRT以外のバス路線への展開		●	●			方策及び費用負担は甲乙協議	
23			システムの機能強化				●	●			方策及び費用負担は甲乙協議	